

<幼稚園> 現行

教科及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項	一種免	二種免
領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項	16	12
	保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	6
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 1単位		
教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）			
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	4	4
	幼児理解の理論及び方法		
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		
教育実践に関する科目	教育実習（学校体験活動を含む 上限2単位）	5	5
	教職実践演習	2	2
大学が独自に設定する科目		14	2
計		51	31

※上記に加え、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、養護教諭、栄養教諭は免許法施行規則第66条の6に定める科目「日本国憲法」「体育」「外国語コミュニケーション」「数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作」各2単位の修得が必要

※小学校、中学校は「介護等体験」が必要

見直し（ベース）

強み専門性に係る内容（20単位～）を学修し 合計で49単位～

教科及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数
領域の指導等に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> 保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。） 領域に関する専門的事項 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。） 	11～
教育及び幼児、児童又は生徒の理解に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） 教師としての適応力・回復力・自己管理能力の育成 教育に関する社会的、制度的及び経営的事項（教育法規を含む。） 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 教育における多様性の包摂 幼児理解 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 教育データの活用及び人工知能 	11～
教育実習	<ul style="list-style-type: none"> 教育実習（学校体験活動を含む） 	5
教職実践演習	<ul style="list-style-type: none"> 教職実践演習 	2
合計単位（目安）		29～

※単位数と事項の詳細は、今後幼児教育作業部会で検討を行う。
※免許法施行規則第66条の6に定める科目は教職課程の中に含める形での再構造化を検討

幼児教育作業部会としての幼稚園教諭等の養成の見直しのポイント①(素案)

※教職WG中間まとめからの変更点を赤字

教科及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数
領域の指導等に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ●保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。) ●教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。) ●幼児教育の基本(環境を通じた教育及び小学校教育との接続を含む。) ●保育の内容と方法及び技術 ●各領域に関する専門的事項 ●教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメント及び校種間連携を含む。) 	12
教育及び幼児、児童又は生徒の理解に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ●教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ●教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。) ●教師としての適応力・回復力・自己管理能力の育成 ●教育に関する社会的、制度的及び経営的事項(教育法規を含む。) ●幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ●特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 ●教育における多様性の包摂 ●幼児理解の理論及び方法 ●家庭・地域との連携・支援、教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 ●教育データの活用及び人工知能 	11~17
教育実習	●教育実習(学校体験活動を含む)	5
教職実践演習	●教職実践演習	2
合計単位(目安)		30~36

※四年制大学の学生においては、**強み専門性に係る内容(20単位~)**を学修し、**合計で50~56単位**

○事項の考え方

＜「学び続ける教師としての基礎能力」を養成する基本的な考え方＞

- 幼児教育の基本**について理解することを必須とする。また、各事項を学ぶ上で基盤となる幼児理解等については0歳からを対象とする。
- 近年の**幼児教育をめぐる動向や幼稚園教育要領等の改訂の議論を踏まえ、新たな修得内容を追加**。
- 幼稚園教諭の教職課程の再構造化に併せて、**保育士の修得内容とのより一層の整合性の向上を推進**。
- 学生の関心等に応じて身に付けたい**強み・専門性の向上に取り組みやすくする**とともに、「チームとしての学校」が機能するよう、様々な事項において**協働性を育む**。

＜幼小接続の内容の充実の観点＞

- 幼児教育の基本を学修する際、**小学校教育との接続**も含めることを明確に位置付け。
- 「教育課程の意義及び編成の方法」において、**校種間連携の観点**を重視する。
※同様の内容を小学校教諭免許状および保育士養成においてもその趣旨が盛り込まれるよう、小学校作業部会等と調整。

＜幼保の連携・整合性の向上の観点＞

- 学校教育法第24条に定める幼稚園における幼児期の教育支援の機能に鑑み、**家庭・地域(福祉等の関係機関含む)との連携・支援**について事項として明確化。
- 幼稚園における0~2歳児受入れ等機会の拡大に伴い、**子供の安全や健康等に関する内容の充実**。
- ※上記に関し、学生が保育士養成課程と併せて履修する際の負担や、強み・専門性にも取り組みやすくする観点から、整合性を持った課程となるよう、保育士養成課程等検討会における議論に期待。

○単位数の考え方

- 小学校作業部会における事項の考え方や保育士養成課程等検討会における教科目との整合性を図るなどして、さらに単位数を精査する。

○免許法施行規則第66条の6の考え方

- 体育については、幼稚園教諭の特色に鑑み、事項に位置付けない。
- 外国語・コミュニケーションについては、すべての幼稚園教諭に必要なという観点、強み・専門性を別途個人ごとに伸ばす観点から、事項に位置付けない。

※外国にルーツのある幼児が増加していることを踏まえ、別途、「教育における多様性の包摂」という事項を追加。

領域の指導等に関する科目「各科目に含めることが必要な事項」の見直しの考え方

現行

改正案

幼特有

幼児教育の基本(環境を通じた教育及び小学校教育との接続を含む。)

- ・環境を通して行う教育や遊びを通しての総合的な指導など、幼児教育の基本を学修する事項としてはどうか。
- ・幼児教育において育みたい資質・能力や「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」について学修するとともに、それらを手掛かりとした小学校教育との接続についても学修することとしてはどうか。

幼特有

保育の内容と方法及び技術

- ・5領域のねらい及び内容と、それに基づく指導の方法及び技術を、一体として学修する事項としてはどうか。
- ・各領域について学修するのみならず、全体を包括する総論についても学修することとしてはどうか。
- ・現行の学修内容に含まれていた教材及び情報機器の活用については、環境構成の一環として、教材や情報機器の特徴や直接的・具体的な体験を重視する幼児教育における留意点を十分に踏まえた活用法を理解する観点から、本事項の学修内容に含めることとしてはどうか。

幼特有

各領域に関する専門的事項

- ・各領域の指導に関して、より専門的に学修する事項としてはどうか。

幼・小・中・高等

教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメント及び校種間連携を含む)

- ・「校種間連携」について、幼稚園教諭免許状及び小学校教諭免許状の観点では、小学校教育との円滑な接続のため、**接続期の教育課程の編成の重要性についての理解**を充実してはどうか。
- ・併せて、上記について、幼稚園・認定こども園・保育所・小学校における合同研修の実施の意義や、幼稚園教諭・保育士・保育教諭・小学校教諭の交流、また園児・児童の交流の意義への理解も充実してはどうか。

幼特有

保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)

教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用含む)

幼特有

領域に関する専門的事項

幼・小・中・高等

教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む)

幼児教育作業部会としての幼稚園教諭等の養成の見直しのポイント②(素案)

○「強み専門性に係る内容(20単位～)」の考え方

- ・学生が自らの関心等に応じて様々な強みや専門性を持つことができることを前提として、基礎免許状に付記する形で20単位程度とするという**全体の制度設計を基に、四年制大学を念頭に置き、短期大学は任意とする。**
- ・**幼稚園教諭免許状については、幼小併有や幼保併有をはじめとして、例えば下記のような強み・専門性を養成**できるよう、養成校においてカリキュラムを整備。

○他校種・他教科等

⇒ **小学校**、特別支援、栄養教諭、
中高の理科・音楽科・美術科等

○教員養成と親和性の高い、他の資格科目の一部

⇒ **保育士**、公認心理師、社会福祉士、登録日本語教員等

※全体の制度設計を踏まえつつ、20単位程度とする分量との整合や、具体的に包含する科目などの詳細を決定。

○その他

<実習等の在り方の見直しについて>

- ・「学校体験活動」や「教職実践演習」の事項も活用し、実習前からの往還型の学修を充実。小学校における体験活動も推進
(※小学校の養成課程における幼稚園での体験活動も推進することを、小学校作業部会へ要請。)
- ・養成課程以外の体験として、ボランティア等の取組についても推進
- ・実習の質向上に向けた対応を国やコンソーシアム(自治体・養成校・園等)において検討

<幼小の免許併有の更なる促進に向けて>

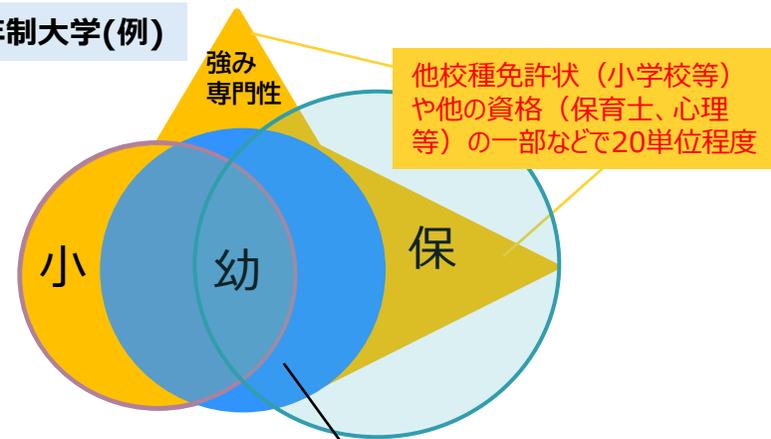
- ・隣接校種免許状の取得促進に向けた制度の在り方の検討

<幼保の免許・資格併有について>

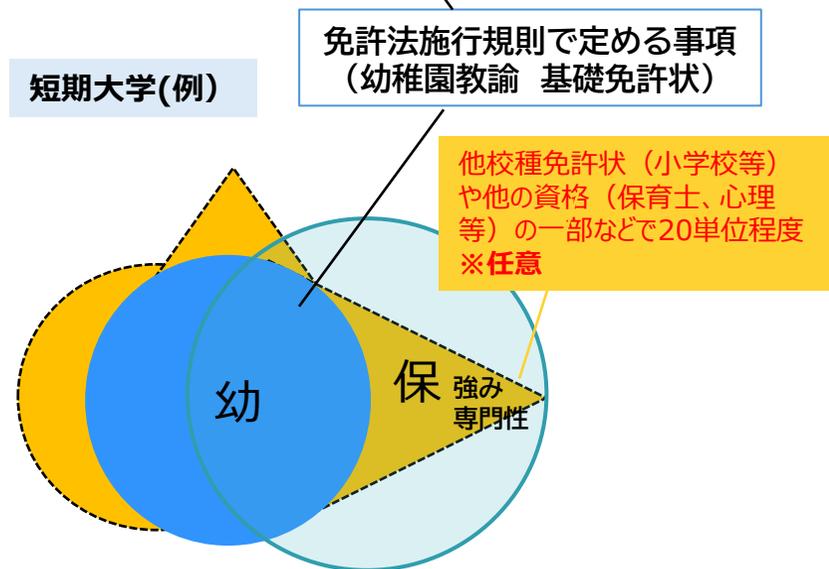
- ・併有特例制度(～11年度末まで)について、今後の状況を踏まえて検討

※図の円の大きさは、それぞれ免許状・資格取得に必要な単位数を表す。

四年制大学(例)



短期大学(例)



※短大の特色に応じて、小学校教諭の教職課程を置くことも考えられる。